

第 41 号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

附則に次の2項を加える。

(一般職給与条例附則第12項等の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける場合における第22条の規定の適用については、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで及び附則第3項」とする。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県職員等の育児

休業等に関する条例附則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。